

令和元年度決算

財政公表

財政課 財政係 ☎75-2118



多久市は、みなさんからの税金やの財政がどのような状況にあるのか詳細をお知らせします。

● 市債の状況 ●

市債とは、多額の資金を必要とする事業を行うときに借り入れる資金のことです。なお、返済の財源として将来的に90億円程度が普通交付税で交付される見込みです。

現在高(一般会計)	132億4,307万円
市民1人当たり	701,100円

● 基金の状況 ●

財政調整基金	4億5,474万円
減債基金	8億8,214万円
その他特定目的基金	66億7,470万円
合計	80億1,158万円

● 市民の負担と経費の状況 ●

区分	みなさんが負担したお金	みなさんのために使われたお金
1人当たり	102,068円	744,277円
1世帯当たり	245,537円	1,790,455円

*上記金額は令和2年3月31日の人口18,889人、世帯数7,852世帯で除した金額です

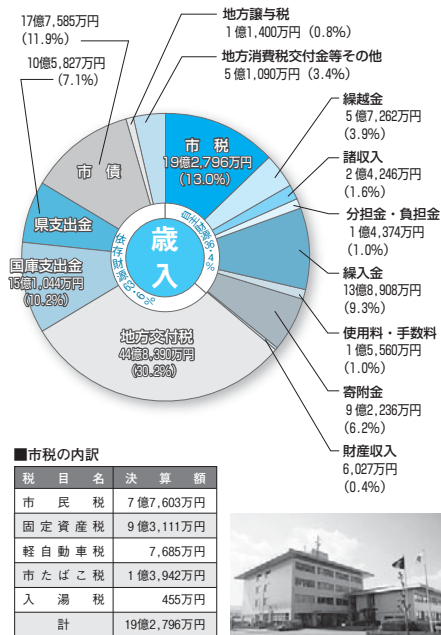
● 市有財産の状況 ●

土地	12,276,578㎡	建物	132,837㎡
立木	191,197㎡	基金	80億1,159万円

一般会計

令和元年度一般会計決算は、歳引額は8億880万円となり、翌年は3億8,474万円の黒字となっている

歳入 市に入ったお金は148億6,745万円



■市税の内訳

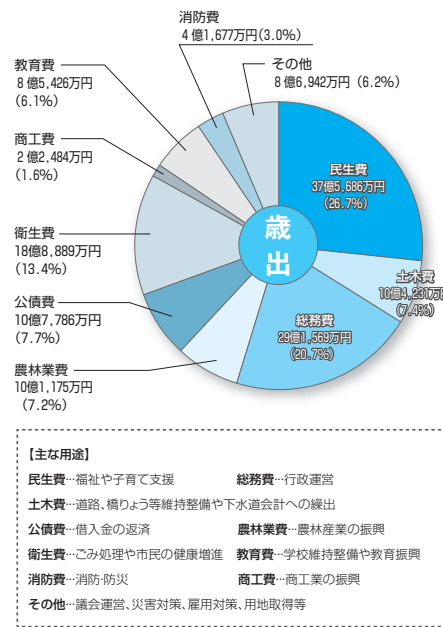
税目名	決算額
市民税	7億7,603万円
固定資産税	9億3,111万円
軽自動車税	7,685万円
市たばこ税	1億3,942万円
入湯税	455万円
計	19億2,796万円



国、県からの補助金がどのように使われているか、また、多久市を年2回、みなさんに公表しています。今回は令和元年度決算の

入総額148億6,745万円、歳出総額140億5,865万円で歳入歳出差度への繰り越すべき財源4億2,406万円を差し引いた実質収支です。

歳出 市が使ったお金は140億5,865万円



【主な用途】

- 民生費…福祉や子育て支援
- 土木費…道路、橋りょう等維持整備や下水道会計への繰出
- 公債費…借入金の返済
- 衛生費…ごみ処理や市民の健康増進
- 消防費…消防防災
- その他…議会運営、災害対策、雇用対策、用地取得等
- 総務費…行政運営
- 農林業費…農林産業の振興
- 教育費…学校維持整備や教育振興
- 商工費…商工業の振興

公営企業会計



水道事業会計

収益的収支では、給水人口の減少による給水収益の減少、事業統合に向けた遊休施設の解体などを行い、2億3,520万円の純損失となりました。

資本的支出では、施設整備計画に基づき更新事業を実施しました。支出額は昨年より増となりました。

なお、令和2年度から佐賀西部広域水道企業団が水道事業を行っています。

収益的	収入	6億240万円
	支出	8億3,760万円
資本的	収入	1億118万円
	支出	2億4,599万円

病院事業会計

収益的収支では、入院患者の減などで医業収益は減収し、医業費用は薬品費の増などで増額となり、5,205万円の純損失となりました。資本的収支では、X線骨密度測定装置などを購入しました。

収益的	収入	14億8,958万円
	支出	15億4,163万円
資本的	収入	3,806万円
	支出	8,365万円

特別会計

特別会計とは、地方公共団体が特定の目的のため事業を行う場合、特定の歳入を特定の歳出にあて、一般会計と区分して経理しているものです。

会計名	歳入	歳出	差引額
土地区画整理	3億2,792万円	3億2,312万円	480万円
公共下水道	4億6,659万円	4億4,924万円	1,735万円
農業集落排水	8,282万円	7,132万円	1,150万円
宅地造成	658万円	658万円	0円
国民健康保険	27億1,774万円	26億4,576万円	7,198万円
後期高齢医療	2億5,272万円	2億5,260万円	12万円

財政健全度を公表します

多久市の財政状況は「健全」です



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体は毎年度、「健全化判断比率」と「資金不足比率」を議会に報告し、公表することと定められています。

令和元年度決算に基づき算定した多久市の「健全化判断比率」と「資金不足比率」は表のとおりです。すべての項目で、「早期健全化のための計画の策定」を必要とする国が定めた基準を下回っており、多久市の「財政健全度」は保たれているといえます。しかし、多久市の財政が厳しい状況にあることには変わりなく、これからも引き続き行財政改革の推進に努め、健全な財政運営を進めていきます。

■健全化判断比率

(単位: %)

比率	説明	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率。(6.61%の黒字となり、実質赤字はありません)	14.53	20.00
連結実質赤字比率	一般会計、特別会計、公営企業会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率。ただし、公営企業は資金不足の額で計算する。(25.55%の黒字となり、連結実質赤字はありません)	19.53	30.00
実質公債費比率	普通会計の元利償還金や特別会計、公営企業、一部事務組合などへ繰出す元利償還金に準ずる経費も含めた額の標準財政規模に対する比率。	25.0	35.0
将来負担比率	特別会計、公営企業、一部事務組合、出資法人を含めた普通会計の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。(将来負担額を基金等財源が超えている)	350.0	

*早期健全化基準を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられ国への報告義務を負います
*財政再生基準を超えると財政再生計画の策定が義務付けられ、事実上総務大臣の同意を得なければなりません

■公営企業会計の資金不足比率

(公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率)

事業	比率	説明	経営健全化基準
水道事業資金	-	不足はありません(131.72%の資金保有)	20.0
病院事業資金	-	不足はありません(40.8%の資金保有)	
公共下水道事業資金	-	不足はありません	(資金の不足額)事業の規模
農業集落排水事業資金	-	不足はありません	
宅地造成事業資金	-	不足はありません	

*資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を策定し、改善努力を必要とします